

二人の蘭人工師と賀露港の改修 ——鳥取県の水災史・序説——

伊藤 康

はじめに

人口六〇万の小県である鳥取県も、かつては三三万石を誇る大藩であった。その落差は、明治以降の近代化の過程で生じたと考える必要があるが、とりもなおさず、その要因を考察することは、鳥取県の「今」を考える重要な視点となる。例えば、民度の高さやそれに起因する難治県としての評判、中央官庁への登用率の低さと都市への人材流出、地形（理）的な制約とインフラの未整備、そして度重なる災害、等が要因として考えられよう。とりわけ、恒常的に発生する水災は、鳥取県の近代化を阻害する大きな要因であった。本稿は、県都鳥取市を貫流する千代川の氾濫

状況と、それに対する治水の歴史を、明治前半期までを対象として紹介するものである。

現在の千代川は、本・支流八七からなる一級河川で、岡山県境付近の智頭町駒帰を源流とし、鳥取砂丘を貫いて鳥取市賀露町で日本海に注ぐ。往古より氾濫川として知られており、その様子を著す近世以降の基礎文献としては、『五水記』、『因溢物語』、『鳥取藩史』が知られている。また、著作物としては、『鳥取県史』、『千代川史』、『新修鳥取市史』第二巻、『補助金の社会史』、『大井手史』等が挙げられる。とりわけ、建設省中国地方建設局鳥取工事事務所が編さんした『千代川史』は、千代川の成立と地勢上の変遷、洪水と改修事業等に関する、特に技術面における詳細な記

述がなされた大著として、その後の刊行物に広く引用される。本稿も、『千代川史』に導かれながら、次の二点を中心に考察を加えてみたい。

第一は、前提となる基礎作業として、明治期における千代川の水災とこれに関連する出来事を、時系列でまとめてみることである。これは一覽表として巻末に掲載する。第二は、二人のオランダ人工師、エッシャーとデ・レイケを取り上げることである。二人は、明治九（一八七六）年と同二一年にそれぞれ鳥取県を訪れて、共に千代川の河口部をなす賀露港とその周辺の検分を実施した。

本稿は、鳥取県の水災史の序説として、二人の蘭人工師と賀露港の修築を主として取り上げる。それは、大著『千代川史』が、なお描ききれなかった空白部分を埋めることができる、と考えることも理由のひとつである。

一 エッシャー来鳥前夜（明治初年の水害）

明治九年一月一四日、一人のオランダ人が鳥取の地を訪れた。G・A・エッシャー^[1]（一八四三—一九三九）、当時の鳥取県側の記録にはケ・ア・エスエルとある。いわゆる雇い外国人である。ハーグ出身のエッシャーは、王立アカデミー（現、デルフト工科大学）を出たエリート土木技師

で、淀川と大阪港の改修を目指す民部省土木局の招請を受けて、明治六年に来日した。同時に来日したのが、その後日本に三〇年近くとどまり、砂防や治山工事を体系づけて「砂防の父」とも呼ばれたデ・レイケである。

エッシャーは、後年、明治九年来鳥の目的を次のように語っている。

一八七六年の一月一四日から二月一日まで、私は、以前、因幡あるいは、因州と呼ばれていたこの西海岸の地方を訪れた。私のここでの仕事は、千代川の治水工事と、中でも河口の賀露の港の改良について、指導助言をすることであった。

繰り返すまでもないが、エッシャー来鳥の目的は、千代川の治水にあった。その方策として、河口部にあたる賀露港の改修が目指されたのである。次の「千代河治水之議」と題された史料は、明治九年九月、鳥取県が鳥根県に併合される際、鳥取県参事であった伊集院兼善から鳥根県令佐藤信寛に宛てられた事務引渡書である。

〔史料一〕

因幡国ノ幹流ヲ千代河ト云因幡美作ノ堺智頭郡ニ発源

シ委蛇北流凡十里許ニシテ同国邑美郡高草郡ノ中間ニ至テ海ニ入ル海口ニ臨ム者ヲ賀露港ト云闔國ノ細流皆本流ニ注入スルヲ以テ賀露江ニ至テ殊ニ巨大ナリ而シテ海口ニ至テハ極テ狭少ニシテ其状漏斗ヲ歎ツルカ如シ夏秋ノ交西北風大ニ起リ暴雨凡十時計ヲ過レハ水潦海ヲ突キ鯨波江口ヲ塞キ上下互ニ圧力ヲ逞フシ余勢忽チ陸ニ上リ隄ヲ決シ田ヲ潰シ屋ヲ漂シ人畜ヲ死ロス自余ノ患害枚挙ニ暇アラス

千代川流域の水災の要因として指摘されるのは、河口部に集中する流量に対して、賀露港が狭小であるという構造上の問題であった。その形状は、あたかも漏斗で水を受けようなもので、西北の強風と暴雨がひとたび起れば、河口に打ち寄せる「鯨波」は大波と濁流の衝突によってさらなる大波が発生して、数え切れないほどの実害が発生する、というのである。やや誇張された表現ではあるが、少なくとも、往古より氾濫川として畏怖された千代川の実態であった。同史料は、続けて「此ノ如キ者（水災）伊藤注 大約五年ニ一次三年ニ一次甚シキハ夏秋各一次而シテ一次ノ洪水毀害ノ全国ニ及ヒ経費万余金ニ降ラス」と、水災の頻度と実害の大きさを記しているが、事実明治初年からエツシャー来鳥までに、明治四年と六年の二度にわたる大水災

死、圧死、牛流死、田畑永荒高、崩山が抄記され、この数値によって、損亡表が因幡国のみであることが判明する。死者の数に限定すれば、明治年間最大の被害をもたらした二六年水災に次ぐ水災であったといえよう。この時の様子について、向国安村（現、鳥取市向国安）の庄屋であった林甚三郎は、被害の有様を次のように記している。

〔史料2〕

其水当村傍示ノ内切口ケ所取調御達シ趣洪水ノ日ヨリ三日めニ漸ク三人船頭ニ而所々切口凡ニ書取切口ケ所取集メ凡千間余ノ書上ニ而直様御用場へ御達シ（中略）村内之石橋土橋共老膳も無之往来筋深掘レニ而通行不相成又石燈燭火袋は二ヶ月も過テ村ノ下字大割と申処より掘出シ笠石は（地蔵之一割書き）貞治郎前之田ノ中式尺斗り埋り而有之又竿石は一向相分り不申只今之竿石ハ水後尔又相求メ候石成又其年五月之水ニ候得者稻者村ノ蔭ニ少シ相残り候ニ付是も用水無之ニ付水は少シ茂懸ケ不申候得共居込ミの下タヨリ目を出シ少々実入候ニ付村中当秋出来米ハ水押之処源太迄ノ間凡百町斗り之地所取集メ米凡式拾石位と相考へ申候

この史料は、林甚三郎が経験した大水災の被害状況と復

を経験していたのである。次の〔表1〕は、明治四年五月に発生した水災の被害状況をまとめたものである。

〔表1〕の損亡表を掲載する『鳥取県史料』は、明治四年水災を嘉永三（一八五〇）年に次ぐものと指摘する。また、同『史料』二（事変之部）には、〔表1〕のうち、漂家、溺

〔表1〕 明治四年水災の損亡表

内訳	被害状況		内訳	被害状況
	田畑（二七〇町八段）	高（三三〇三四石一斗七合）		
屋敷地	三町三段二畝	一五四八石二斗四升三合	永荒	
漂家	六三戸	一一二〇石二升四合	石砂入当毛損毛	
崩家	四九戸	八三六石八斗四升	当毛水腐水押	
土蔵	二箇所			
溺死	二一口（男六、女一五）			
圧死	二一口（男七、女二）			
溺死牛	四頭			
土手	二二三九九間			
川除	一一四八八間			
築石垣	一〇四三三間半			
往還	三一九三六間半			
井手	三三八三六九間半			
堰	一五七三所			
波戸	二三四箇所			
懸樋	六六箇所			
崩山	三九四〇箇所			
橋	五〇六箇所			
溜池	四〇箇所			
樋戸	八一箇所			
樋	八一箇所			
漂去船	大小六六艘			
破船	大小八艘			
土樋	一九箇所			

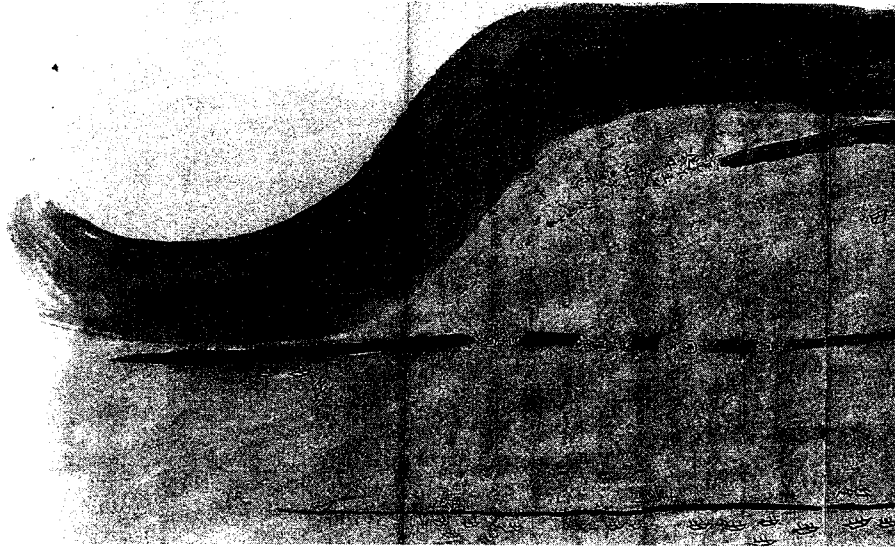
※「圧死」数の内訳については、引用史料のママとした。

旧に尽力した様子を晩年になってまとめたもので、『林甚三郎一代水難之図』と題されている。晩年の記憶にもとづく記録であるという限界はあるが、文政二（一八一九）年、嘉永三年、慶應二（一八六六）年、明治四年、同六年、同一〇年の水災の概要と被害状況を書き込んだ彩色絵図が綴り込まれた貴重本である。彼が記録した六回の水災の中で、明治四年の記録が飛びぬけて多いのは、これが大水災であったことの傍証ともなろう。

当時の向国安村は、本流を挟んで東側に位置する国安村の枝郷であった。千代川本流の氾濫原上に立地する村で、『新修鳥取市史』第二巻では、「向国安村の歴史そのものが、水害との闘いであった」と記している。ちなみに、同書は「水害と農村―向国安村」の章を設けて、『林甚三郎一代水難之図』の綿密な分析を試みている。

さて、〔史料2〕を細かく見てみよう。冒頭部分には、土手（堤防）の決壊箇所の調べが、洪水から三日後によく開始できたこと、決壊箇所の総延長が一〇〇〇間余りにわたったことが書かれている。次頁に掲載した図面が、その場所を表したものである。次いで、村内の橋がすべて流失したこと、わずかに残った稲株が（井手の破損で）水もないのに芽を出し実入りしたこと、（田地に石砂が入り込むなどして）米の収穫がわずかに二〇石程度になったことが書

〔図1-2〕 明治四年未五月十八日大洪水図也（左部分）



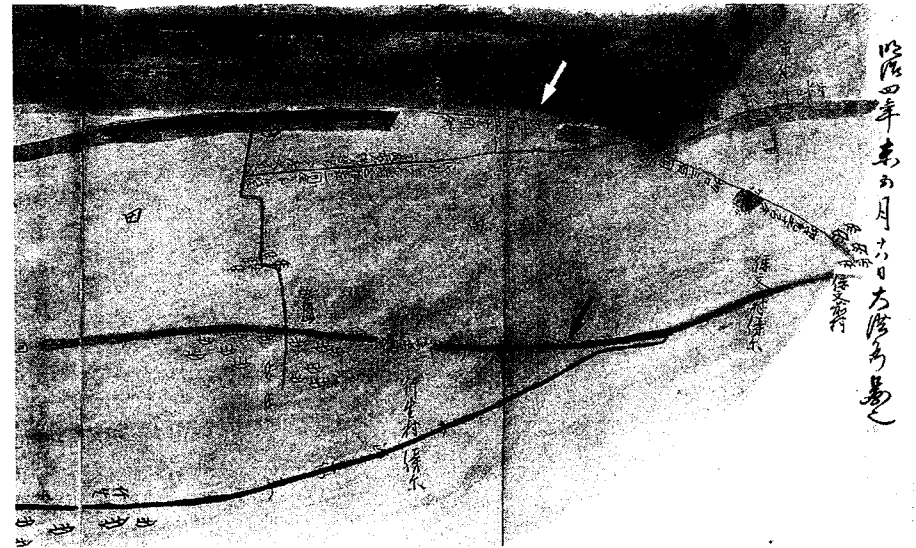
源太は、向国安村と同様に国安村の枝村であったが、「道も井手も砂深入」となった。向国安村に続く砂見往來の決壊状況がよく分かる。

「因幡国千代川通水位測標ノ儀申送り」と題された右の史料は、前述した明治九年の事務引渡書の部分である。『鳥取県史料』では、「測量」を目的として「土木寮官員」が派遣されたとしているが、「史料3」をみれば、この時、片山村（本流と支流八東川の出合）、源太村、賀露村の三箇所に水位計が新設されたことが分かる。特に河口部の賀露村では、

- 〔史料3〕
- 一 水位測標者明治六年中羽田土木権助実地測量左之
 - 三ヶ処ニ建設ス
 - 一 高草郡賀露村地内 巻ヶ所
 - 是者一時間表ニシテ番水忝人但月給金六円
 - ツ、
 - 一 高草郡源太村地内 巻ヶ所
 - 是者朝夕表ニシテ番水忝人但月給金貳円
 - 一 八上郡片山村地内 巻ヶ所
 - 是者前同断（後略）

〔図1-1〕 明治四年未五月十八日大洪水図也（右部分）

個人蔵



この水災では、「助ヶ土手」（白矢印）が決壊し向国安村は孤立状態となった。復旧の困難さから、砂見往來（黒矢印）を本流西岸の堤防にして以東を川筋とする案も出された。

かれている。
 明治四年水災は、千代川本流筋の村々を廃村に陥れるような被害をもたらした。事実向国安村の場合は、土手の修復や用水井手の復旧に数年を要している。水災から約二ヵ月後に成立した鳥取県であったが、千代川の治水問題に当初から直面していたのである。

二 エッシャー来鳥前夜（治水対策の開始）

『鳥取県史料』によると、鳥取県が千代川の治水問題に取り組んだのは、参事関義臣が政府に対し「築堤等ノ事ヲ献言」したのが最初である。

関義臣は、明治五（一八七二）年七月より同六年五月まで参事（実質的な県令）として、初期県政の舵取りをした人物である。県政の根幹をなす条例・規則類の制定や警察制度の確立、県会の前身「地方民会」の創設、勸業課の開設、中学校の創建、県庁舎の新築、いずれも関の業績である。関はまた、県都の米子移転や県名の改称、租税法の改正など多岐にわたって政府に建言した人物でもあった。さらに、関には大阪府に奉職していた明治元（一八六八）年、大水災で破壊された淀川の堤防復旧工事を四箇月にわたって指揮・監督した経験があり、これが、千代川の治水事業

一時間ごとに計測が行われたことは注目される。ただ、この時点では「経費ノ容易ナラサル」との理由から、本格工事が行われることはなかった。次いで、明治八（一八七五）年一月二二日、鳥取県参事伊集院兼善から内務省に対し、治水工事の実施を求める稟請がなされた。この稟請がなければ、エッシャーの来鳥はなかった。

三 エッシャーの来鳥

鳥取県からの要望にこたえ、エッシャーは鳥取県にやってきた。おそらく、エッシャーは鳥取県にやってきた初めての欧米人であろう。来鳥の背景を、上林好之氏の著書『日本の川を甦らせた技師デ・レイケ』から拾ってみよう。

このころになると、全国の住民や県令（県知事相当職）から公共施設を整備してほしいという要望がしきりと政府に寄せられるようになった。（中略）政府はそうした人たちへ、「あの改修困難な淀川の問題を短期間のうちにみごとに解決した偉い外国の技術者を派遣するから、よく相談するように」と回答した。

エッシャーは性格が温厚で、計画・設計能力にすぐれ、「御雇」としての役割に徹し、政府の決定に決して口出

しなかった。その彼に、政府は住民の不満をなだめさせる役割を与えたのである。これ以後、エッシャーは各地の河川や港湾のほか、福島・山形・栃木の道路などを改良する事業の技術指導のため、巡回出張を繰り返すことになる。

鳥取県の訪問は、全国巡回の手始めであった。このいきさつについて、エッシャーは晩年の回顧録（『蘭人工師エッセル 日本回想録』）に次のように記している。

鳥取県訪問 1876年（表題―伊藤注）

多分、それは私がお人好しの性格であったことに多少なりとも起因していたのだと思うが、私は治水関係の技師として、鳥取県の知事の要請を遂行するように任じられた。

右は、表題のとおり鳥取県訪問の書き出し部分である。これによれば、少なくとも鳥取県への訪問が望んだものではなく、明らかに上からの指示であったことが分かる。イレギュラーとも思える鳥取県訪問の裏側には、鳥取県参事伊集院兼善が薩摩閥であったことが関係していたのであるうか。ちなみに、当時の内務卿は大久保利通である。

さて、エッシャー訪問の様子は、この回顧録に詳しい。当時の鳥取の世相をみる上でも興味深い記述が続くが、ここでは測量関係のみを引用する。（六三頁で引用した箇所と重複するが、再度掲載した。）

諸々の活動

一八七六年の一月一四日から二月一日まで、私は、以前、因幡あるいは、因州と呼ばれていたこの西海岸の地方を訪れた。私のここでの仕事は、千代川の治水工事と、中でも河口の賀露の港の改良について、指導助言をすることであった。私の助手の島津や県の役人達の助力を得て、改修のための測量、水深の測定、その他諸調査を行った。

約一箇月に及んだ滞在中、エッシャーには「美しい二階建の家」と「神戸から一人の料理番」が準備されるなど丁重なもてなしを受けている。とはいえ、一箇月に及ぶ滞在は決して短いものではない。確かに、その後訪問する三國、新潟、山形、福島等でも比較的長期に滞在しているが、明治二一（一八八八）年に来鳥したデ・レイケの滞在が一日間であったことを考えると、やはり長期の滞在であったと考えるのが妥当であろう。

エッシャーが測量を開始するにあたって直画したのは、測量機器と測量技師の不足であった。淀川資料館に保存されるエッシャーの英文書簡（口絵写真）は、その時の状況をよく伝えている。

〔和文訳〕

鳥取において、1876年1月18日

土木寮小野大阪分局長殿

当地に到着して、計画を立てるためにはいくらかの測量作業をする必要があることが明らかになりました。そして、鳥取県の官吏は、援助なしではその作業（の方法）が分りません。

したがって、島津氏が良好なレベル（水準測量の測器）一台―それは当地にはありません―を持って当地に来ること、しかも、時間を無駄にしないために直ちに來ることが大いに望まれます。当県の知事は、この手紙（によるお願い）と共に、島津氏の派遣を諒承されるよう貴殿にお願いしています。私としても、同知事の要望に応じられ、また、できる限り速やかに島津氏を派遣されるように、貴殿に切望いたします。

土木寮技師 G. A. Escher

エッシャーの滞在が長期にわたったのは、前述の書簡のように、慣れない地での不測の事態に時間を費やしたことも理由のひとつである。ともかくも、エッシャーの訪問によって、鳥取の地に西欧の新しい土木技術がもたらされたのである。エッシャーが、「鳥取県の官吏は、援助なしではその作業（の方法）」が分からないと記しているのは、その裏返しでもあった。エッシャーの調査結果は、二月六日付「工師復命書」として伊集院兼善に報告された。次の史料が「鳥取県史料」に収載される復命書である。この史料は『千代川史』に全文が掲載されているが、誤植が散見されること、『鳥取県史料』にはない傍点が付与されていること、本論を進めるにあたって重要な史料である、という観点から全文を掲載した。

〔史料4〕

工師復命書

城山静一土木寮九級出仕 訳

治水計画ノ為ニ実地見分セシ千代川○其河口○並枝流○及ヒ土地ノ形況等ノ義ニ付当地発程ノ前ニ當テ聊予カ思考ヲ陳述シテ以テ貴下ニ呈セントス

第一条

一 未来ノ出水ヲ防禦スルノ方法或ハ其水害ヲ減除スルノ方法今此題言ニ付テ考ルニ今現ニ存在セル処々ノ

ヲ其距離凡二町毎ニ測量及ヒ河側ノ経界ヲ測リ是ヲ此図面ニ掲出スルヲ要ス

一 此縮図ヲ製スルニ簡易ナル方法ハ予カ既ニ他ノ図式ヲ以小室氏青森県士族ニシテ名ハ定静即今本県少属土木係ヲ担任スニ説示セシ而已ナラス兼テ鳥津氏土木寮十級出仕ニシテ工師ニ接伴スノ此事ヲ紹介シ見本ノ為ニ其一少部ヲ製図セシムレハ尚同氏ニ就テ解説スルコトヲ得ヘシ

一 其他渾テ危険ノ箇処ハ其堤防ノ横断面ヲ測量シ是ヲ百分ノ一ニ縮図シ傍明細ニ其解ヲ記載スヘシ是等ノ事業ハ渾テ当県官員ノ適任トスヘシ

一 本川ノ高低水面勾配等ヲ測量スルハ鳥津氏ノ責任タルヘシ以上ノ数件ハ予カ此計画ヲ決定スルカ為ニ最モ肝要タルモノナレハ鳥津氏ノ未タ其業ヲ終ラスシテ帰阪セサルカ或ハ当県官員ノ其事業ヲ遂ケサル内ハ予ハ予シメ此ノ計画ヲ確定スル能ハサルナリ是レ予カ上ニ言ル数件ノ最モ緊要タル所以ナリ

一 右ノ数件ニ先ンシテ不取敢服部郡ノ近傍ニ於ル堤防ノ甚タ危険ナルヲ以テ既ニ予輩カ澱川城山ニ施行セル護岸法ニ効テ其工営ヲ覚知セル二頁ニ依テ是ニ修築センコトヲ望ム

一 是ニ就テハ其見取図併テ其略図ヲ記シ以テ此書ト共ニ謹テ貴下ニ呈セント欲ス

堤塘ヲ一体ニ接続セシメ而テ高水ノ溢漲ヲ疏通セシメンカ為ニ現在所々ノ間際ニ防堤代ルニ数箇ノ桶門ヲ設置スルヲ以テ適宜ノ方法トス若シ果シテ予カ思考ノ如ク其堤塘ヲ接続セシムル得ハ先ツ其新築スヘキ堤防ノ高サ及ヒ其距離ノ長サ等ヲ決定センカ為ニ予ハ左ニ掲ル所ノ数件ヲ覚知センコトヲ要ス

第一ニハ此堤防ノ距離河床ノ深淺並土地ノ高低及ヒ其位置方向等ナリ

第二ニハ高水ノ時其水面ノ勾配仮言ハ曳田川落合ニ於テハ流末ニ至リ河幅ノ広キ処ハ高サ五尺ニ止ム等ノ測量及ヒ其堤上ニ溢漲スル水積ヲ測量スル等ナリ

亦思フニ上ニ言ル如ク現在ノ堤防ヲ接続ナラシムルノミナラス危切ノ箇処ハ新堤ヲ修築スルヲ要ス而其危険トスルヤ流心ノ抗抵力ニヨツテ堤根ヲ鑿穿シ或ハ為ニ種々ノ損害ヲ醸生シ終ニ破堤ノ害ヲ致スニ至ル如此箇処ハ必ス改築亦ハ修繕ノ方法ヲ施サスンハアラス

是故ニ予ハ危険ノ箇処ニ於テハ殊更ニ其原由ヲ明了シタル横断面ヲ得ンコトヲ要ス

一 此原由事故等ヲ了知センニハ先ツ本州ノ流末海口ヨリ曳田川落合ノ上流少迄ヲ千二百分ノ一則二間ニ付一分ノ縮図ヲ製シ然シテ其右岸ノ内部土地方ナル外構堤防ヨリ左岸ノ内部ナル外構堤防迄則全キ河幅ノ横断面

第二条

一 賀露築港ノ一件此工業ヲ計画スルニ最モ緊要トスルモノハ先其海岸ニ沿フニ距離一町或ハ二町毎ニ其淺深ヲ測量セスンハアラス而其方法ノ如キハ予カ既ニ主任ノ官員ニ説示セルカ如シ然レトモ現今ノ時候ニアリテハ海面常ニ穩カナラス或ハ洶浪ノ為ニ其成功ヲ急ニスル能ハサレハ僅ニ其部分ヲ得タル而已ニシテ未タ予メ予カ計画ヲ選定スルヲ不得也

一 目今緊要トスルモノハ海口ノ左右ナル砂漠小高及ヒ其西ノ方ノ海岸ニハ勿論凡テ砂地不毛ノ地ハ尺ク樹木ヲ繁殖セシメンカ為ニ植工ヲ施サスンハアラス是常ニ風ノ為ニ其土砂ヲ飛揚シ屢其位地ノ海岸ヲ変シ或ハ河中ニ是ヲ埋埋スルノ害ヲ防ケハナリ大体此植付ニ供用スル樹木ハ粗朶ヲ以テ足レリトスヘシ

以上説クカ如ク植付ノ緊要トスルハ土砂ノ飛颯ヲ止メ随テ海口ノ埋填ヲ防クノ利アルヲ以テ成ルヘクハ築港ノ計画ニ先ツテ速ニ此工営ヲ施行アランコトヲ望ム此工業ノ費額ヲ算センカ為ニ別紙略目録ニ掲ル所ノ物品代価及ヒ役夫ノ賃金等ヲ覚知センコトヲ要ス右ニ上申スル数件ノ調査尽ク出来ニ至レハ予ハ速ニ此計画ヲ選定スルコトニ著手セントス

鳥取県ニ於テ

千八百七十六年二月六日

謹言

鳥取県長官伊集院兼善殿

貴下^様

「工師復命書」と訳された調査報告書は、エッシャー来鳥の目的と成果を端的に示している。その目的は千代川の「治水計画」であり、そのために「河口」、「支流」、「土地の形況」が実見されたのである。以下、この復命書から窺われることを列記してみたい。

第一は、エッシャーの目的が、あくまでも「未来ノ出水ヲ防禦スル」ための技術指導にあつたと考えられる点である。そのためには、淀川改修で彼が用いた「護岸法」の技術まで提供しようというのである。あえてこのことを強調するのは、鳥取県側に、賀露港を商業港として利用したいとする目論見があつたと考えられるからである。このことについては後述する。

第二は、エッシャーが指摘した治水の具体的方策である。順次挙げていけば、①途切れ途切れとなつている「堤塘ヲ一体ニ接続」すること。②堤防の切れ目に「数箇ノ樋門ヲ設置スル」こと。③測量に基づく各種の図面を作製するこ

と。④賀露港の修築にあつては、(近辺の)海岸線の深淺を測量すること。⑤河口部の飛砂の害を防ぐために樹木の植え付けを急ぐこと、である。ただ、①、②、③にあつては、測量が終了しておらず、計画を確定するにはいたっていない、と述べている。

第三は、復命書に登場する土木寮官員のことである。通訳を務めた九級出仕城山静一は、愛媛県士族(宇和島藩士)で、明治初年に渡米した経験を持つ人物である。通訳という性格上、エッシャーに常時随行していた人物と考えてよからう。十級出仕鳥津定業は、測量技師の不足によって急遽鳥取に呼び寄せられたと考えられるが、エッシャーの名指しであつた(69頁(和文訳))ことは、それだけ信頼の厚い人物だつたのであろう。史料を見ても測量術に全幅の信頼を得ているように感じられる。また、「鳥津氏ノ未タ其業ヲ終ラスシテ帰阪セサル」とあることから、「工師復命書」は、エッシャーの帰阪後に翻訳されたと推察される。

第四は、エッシャーの実見した範囲である。河口以外で出てくる地名は、曳田川落合(本流と曳田川の出合)と服部村のみである。断定はできないものの、エッシャーの実見箇所は、意外に限られていたのではなからうか。

以上、エッシャーの調査報告書を見てきた。同書は翻訳文であり、エッシャーの指摘をどこまで正確に訳していた

か疑問も残る。それはともかく、当時の鳥取県にとってみれば、エッシャーが調査を行ったという「事実」と、工事が必要であるという「言質」を引き出せればよかつたのであり、これによって早晚工事着手の回答があると考えていたと思われ。

しかし、明治九(一八七六)年四月二七日付で出された回答は、官費による工事は「難聞届」く、すべて民費による工事方法でもあれば再度申し出るように、ということであつた。上林氏の引用文にあるように、エッシャーの巡回が、「住民の不滿をなだめさせる」ための緩衝措置だつたとすれば、この時工事の許可が出なかつたことは得心できる。鳥取県は、この回答に対し再度の上申を行ったが、「官費」による工事は、結局認可されることはなかつた。

四 鳥取県再置前後の水災

明治九年八月二二日、鳥取県は府県統合策で廃止され鳥根県に吸収合併された。以後、五年間にわたつて所謂鳥根県時代が続くが、この出来事も鳥取県の近代化を阻害する大きな要因であつた。この時期には、明治一三年と一七年の二度にわたつて大水災に見舞われている。次の史料は、内務省に報告された明治一三年水災の概況である。

〔史料5〕

水害之義二付再伸

管下因伯雲石ノ四州挿秧之季節ニ該リ数旬不雨自然其期ヲ誤候モノ不少殆ント痛心罷在候処客月廿四日偶雨アリ尔後且降且霽同二十八日より連々降雨翌二十九日三更之頃暴風奮起方針交ニ東西ニ転シ強雨恰モ盆ヲ傾クルカ如ク同三十日昼日不歇於是各川出水膨漲ノ旨各郡郡吏より陸續報告ノ赴ニヨリ主任ノモノ不取敢派出為致置候段過ル二日付ヲ以概況及御届置候処本月一日ニ至リ弥増漲溢伯耆国日野天神小鴨竹田及ヒ出雲国斐伊飯梨伯太神戸意宇ノ九川八午後二時ヨリ同五時ノ間水量凡ソ七合因幡国千代川ノ如キハ同国高草郡源太郡水位側標午後第八時十五分零點ヨリ上昇八尺式寸二位ス(後略)

右の再伸は、鳥根県少書記官星野輝賢(県令代理)から内務卿松方正義に宛てられたもので、明治二三(一八八〇)年七月二〇日付となつている。これによると、同年は、春先より雨が少なく田植えにも難儀するほどであつたが、六月二八日より一転降雨が続き、二九日には「盆ヲ傾クル」ほどの大雨となつた。降雨は翌七月一日まで続き、千代川では、源太村地内に設置された測標で八尺二寸(約二四八

五皿)の水位上昇を観測した。他の九つの河川が、「水量凡ソ七合」と漠然と表記されることを勘案すれば、千代川に設置されていた三箇所の水位測標の存在は、特筆すべきことであろう。

再伸書によると、島根県下全域の死者数は三名であるが、堤塘の損壊一万五千間余、田畑の石砂入・水押千町余と記載されている。甚大な被害があったと考えるべきであろう。ところが、鳥取市内で発刊された『鳥取読売新聞』第七号(七月八日付)では、「去六月三十日より本月にかけての大雨に伯州米子も大水なりと説くものありし故早速電信局に問合せたれどもさる電信はなしとの事故全く無根の事と思ひしが各社の新誌を見るに畿内山陽等の大水の事を掲ぐ之に依りて考ふれば米子ノ大水も或は信らんか」と、淡々と報道されている。前後の号にもこの水災に関する記述がないところを見ると、因伯(旧鳥取県)の被害はそう大きくなかったのかもしれない。『鳥取新聞』(『鳥取読売新聞』改題)では、むしろ同年九月一五日、一六日に発生した水災の方を大きく報じている。

明治一七年の水災は、七月中旬と八月下旬、九月中旬に引き続き発生したことが確認される。七月一九日付の『山陰隔日新報』の記事を見てみよう。

ところが、〔史料6〕の記者は、「昨年の如き早魃の害」に比すれば天候は大過ないと論じている。橋梁が流失する程度の水災は、特報に値するほどのことではなかったであろうか。その鈍感さは、この時期に再燃する港湾の改修論が、水災を「防禦」することではなく、商業ベースによる改修論に終始していることと相通する。

五 再燃する港湾の改修論

明治一七(一八七四)年七月中旬の水災から間もなく、『山陰隔日新報』に次のような記事が掲載された。

〔史料7〕

○郡長帰鳥 曩きに上京せられし邑美外二郡長岡崎平内氏ハ去る二十日帰鳥せられたり噂に抛れば同君には上京中岩井郡田後築港の儀を其筋ハ打合されしに付ては不日該所見分の為め工部省の官吏が来鳥の筈なりと

八月二四日付の記事である。「邑美外二郡」とは、県内に設置された六郡区のひとつで、邑美法美岩井郡を指す。次頁の地図のとおり、千代川の右岸に位置する。この新聞記事は、邑美法美岩井郡長であった岡崎平内が、岩井郡田後

〔史料6〕

○大雨 去る十五日の夕より十六日の夕迄ハ当地殊に烈しき大雨にて川々の水量も余程増加し千代川に架ける橋は(新橋を除き)残らず落ち失せたり然れども田畑家屋を害するに至らず且つ本年は此の順なれば昨年ゴトの如き早魃の害もなかるべしと記者は思ひ升

『鳥取県統計書』によると、当時本流に架設されていた主な橋梁は、円通寺橋、源太橋、千代橋、安長橋、稲常橋である。新橋とは、明治一六年六月に架設された千代橋と考えられるが、少なくともこの橋を除く四橋は、すべて流失したことになる。次いで、八月二五日、九月一七日と続けて暴風雨が発生した。九月一七日の水災では「当地ハ非常の暴風雨にて(中略)千代川の水暴漲し源太古海安長の橋は残らず流失せり」(九月一九日付『山陰隔日新報』)と報じられている。ことの経過については、七月中旬の水災で四橋が流失したとすれば、その後仮設の橋が架けられ、九月中旬の水災で再度流失したということになるか。さらに、『鳥取県統計書』で追跡すると、円通寺橋は翌一八年八月、源太橋は同じく一八年一〇月に架設されている。安長橋は選れて明治二三(一八九〇)年一月の架設となり、稲常橋に至っては元通りに架設された形跡もない。

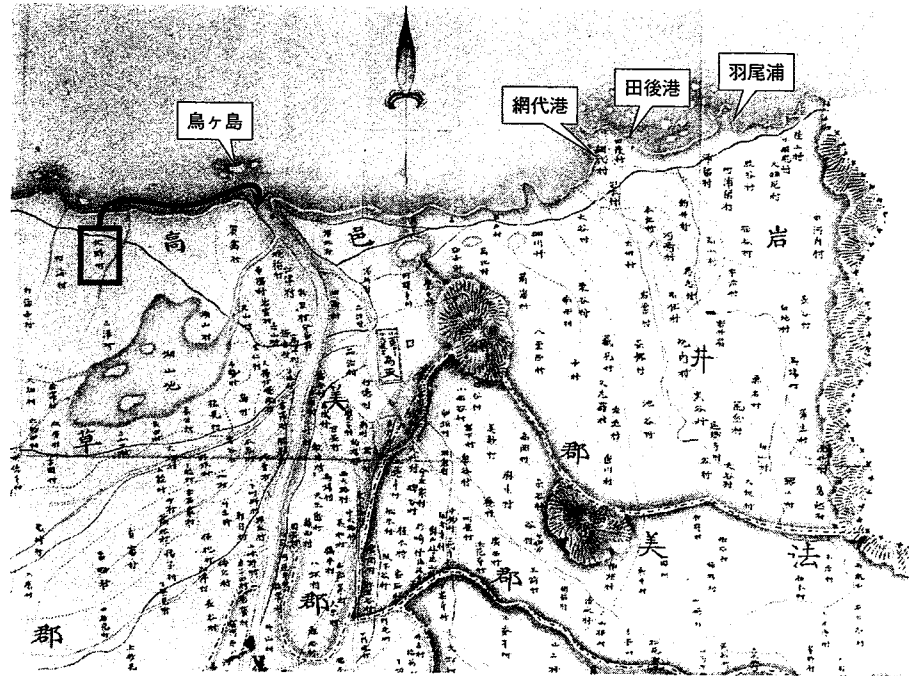
港の改修を上申するために上京していた、というものである。この件につき、同紙は一七年八月二六日付で再度「田後築港ノ噂」と題する記事を掲載した。

〔史料8〕

(前略) 既二旧鳥取県ニ於テハ賀露築港ノ儀ヲ其筋ニ稟請シタル未蘭人某ト内務省土木局官吏態々来鳥ノ上実地ヲ調ヘタルコトアリシモ何分費用ノ巨額ヲ要スルト事業ノ困難ナルトノ二因ニ遮キラレ其俛立消ノ姿トナリシガ再置県以来当局者ハ夙トニ立交ノ便路ヲ開クノ急務ヲ察シ已ニ道路開鑿ノ一大事業ヲ起シタルカラハ今又築港ノ噂アルモ其由シナキニアラザルナリ兎モ角邑美外二郡長ガ曩キニ上京ノ序デ此ノ挙ヲ其筋ニ稟シタリトノコトハ彼是レ照考シ来レハ或ハ信ヲ措クニ足ルモノアリ人或ハ疑ツテ謂ハン郡長ハ県令ノ命令ヲ奉シ郡内ノ行政事務ヲ総理スル者ナレバ県令ヲ措テ郡長直ニ大政府ヘ事ヲ稟スルノ謂ハレナシト此説甚タ拘泥ノ説タルヲ免レズ(後略)

エッシャー来鳥から、およそ八年後の記事である。すでに、名前も不分明なほどに記憶も薄れているのであろう。ここで指摘すべきことは、「経費」と「技術」の問題が賀露

〔図2〕「因幡国全図」(部分)



因幡国管下で施行された「大区小区制」の区画図。明治11年頃の作成と考えられる。個人蔵
デ・レイケは、伏野村(黒囲)より舟を利用し、沖から賀露港も実見した(黒線は視察推定路)。

港の改修事業を頓挫させた、という固定観念が生じている点である。岡崎平内に同様の意識があったかどうかは別として、少なくとも彼の選
択肢に、賀露港はない。つまり、橋梁が流失す
るような水災の最中にあっても、千代川の治水
は眼中にはなかった、ということである。

さらに、本来ならば県令の指示を仰ぐ立場に
ある一介の郡長が、直接政府に上申した行為を
肯定的に論じているのが興味深い。それは、「已
二道路開鑿ノ一大事業」を開始している「再置
県以来当局者」に県令山田信道に対する批判の
裏返しとも考えられる。山田は同時期の「道路
県令」らと同様に、道路改修事業を緊急課題と
定めて、その計画立案に着手し、明治一六年四
月より大規模な道路改修事業を開始した。工期
は七年間で三万五千円余の費用を投入し、国・県
道一五路線一三〇里が改修された。

〔史料8〕の記者が、「今又築港ノ噂アルモ其
由シナキニアラザルナリ」と報じたのは、早晩
港湾の修築が行われることを予期したからであ
らう。しかし、道路改修事業が長期化するなか
で、港湾の修築は未着手のまま残されていた。

次の史料は、明治一九年二月付で出された嘆願書の部分
である。

〔史料9〕

(前略) 今や道路ノ改修稍端緒ニ就ケハ則チ以テ築嶼開
港ノ事ヲ計画シ以テ海運ノ便ヲ開カザル可カラズ然ラ
バ則チ陸ニ人馬ノ往来ヲ便シ海ニ船舶ノ利ヲ通シ(中
略) 因幡ニ於テ其地ニ求ムルニ独リ網代田後ノ二湾ア
ルノミ田後ノ如キハ狭小以テ良港トナスニ足ラスト雖
トモ網代ニ至リテハ駟馳山其西ヲ擁シ岩礁其東北ヲ障
へ湾内広袤凡数百間深サ凡一丈二三尺ヨリ三丈余ニ至
ル之ニ加フルニ海中岩石相連リ北ヨリ南ニ突出シ殆ン
ト石堰ヲ築クノ基礎ヲ為ス者ノ如シ而シテ其造築石材
ハ駟馳山海岨ニ於テ之レヲ伐採スルニ海上僅カニ七八
丁ニ過キス実ニ天造地設我地方ニ幸スルノミナランヤ
(中略) 置県後數ニ此事ヲ地方官ニ申陳セシモ然レトモ
其速ニ協議弁了ノ道ヲ得ザルヲ以テ明治十七年中鳥取県
士族岡崎平内同平民田中政春上京シテ築港ノ事ヲ其筋
二具状シ尚ホ其景情ヲ照察シ其地理ヲ測定シ大ニ特殊
ノ議ヲ發シ国費ヲ以テ之レカ起業ヲ計画セラレシコト
ヲ乞ヘリ事即チ上司ニ達シ田邊三等技師來県アリテ其
実測ヲ遂ケラル(後略)

「鳥取県士族有志者総代」を名乗る宮崎貞蔵、青木幹、石
原常節の連名で出された嘆願書で、山田県令の税政を列挙
して、内務大臣の視察を要請したものである。ちなみに、
この三名と、岡崎平内、田中政春は愛護会と呼ばれた政治
結社の幹部である。

上の史料で、彼らのいわんとすることは、「海運ノ便」を
開くための、国費による「築嶼開港」の事業化である。そ
の対象港として選ばれたのが、「狭小以テ良港トナスニ足ラ
ス」とされる田後港と「天造地設」の条件を備えた網代港
であった。〔史料7〕で見たように、上京した岡崎らが田後
港の改修を願ったのは、「経費」等の問題を考慮した結果で
あって、本心ではない。このことは、明治二二(一八八八)
年三月に、再度、岡崎が鳥取県に要望した港が網代港であっ
たことに顕れている。

結局、岡崎が政府へ稟請した明治一七年段階では、田邊
三等技師が派遣され、測量を実施したようであるが、これ
もエッシャーの時と同じような「緩衝措置」だったのかも
しれない。さらに、岡崎が二度にわたって「築嶼開港」を
願った間の明治一八年から二〇年にかけては、明治年間で
も最大級の水災が発生していた。

なかでも明治一八年、一九年に発生した水災は、被害が
甚大で社会問題を引き起こした。ただ、この水災について

は、『鳥取県史』⁵⁶等でも大きく扱われているので、本稿では巻末の一覧表に掲載するだけにとどめたい。要は、当時の行政側や民間の有力者層にとつて、港湾整備は、恒常的に発生する水災への対策というよりも、商業ベースでの開発に関心があったということである。

六 デ・レイケの来鳥

鳥取県再置から丸七年間知事を務めた山田信道は、異動にあたって次のような引継ぎを行った。

〔史料10〕

本官就任以来主トシテ運輸交通ノ開発ニ注意シ且其沿海ノ險悪ナル未タ遽カニ之ニ良港湾ヲ開クヲ得サレハ必ス先ツ陸路ヲ改築スルヲ以テ焦眉ノ急務ト認メ(中略)県内道路ノ發達ハ大ニ進度ヲ加ヘ運輸交通ノ便利ヲ得タルコト少ナラサレトモ未タ充分ナル商業港ナクシテ海陸相待テ之カ便利ヲ占ムル能ハサルニ因リ先年來県下人民ノ間ニ於テ築港論起リ遂ニ本年三月ニ至リ其有志者岡崎平内等ヨリ岩井郡網代港ヲ修メテ商業港トナシ且之ニ要スル工費額凡ソ三拾万円ノ内三分ノ二ハ有志人民ニ於テ醸金シ三分ノ一ハ政府ヨリ特別補

いだに交わされた手紙やメモのようなものが残っていないのではないかと推測したのである。(中略)しばらくして彼ら(エッシャーの子孫―伊藤注)は、デ・レイケが三〇年以上にわたってエッシャーに宛てて送った手紙、図面や写真などが保存されていることを私に知らせてくれた。(中略)デ・レイケは、河川、砂防、港湾や水道などの公共施設の整備について明治政府へ提言したことを、そのつどエッシャーに書き送っていた。また調査、設計、審査、施工指導をしたことなどについて、エッシャーの意見を間接的に求めているところもある。⁵⁷

デ・レイケ(一八四二―一九一三)は、職人出身の技師に過ぎなかったが、現場で鍛え上げられた工学知識は優れたものであり、同年齢のエッシャーは、彼に尊敬の念を持ち終生の友として親交を深めたという。

デ・レイケは、明治二二(一八八八)年四月一五日、通弁官宮原直堯を従えて来鳥した。経田地の智頭郡駒形では、村上属と吉村警部補、小竹技手の三名が出迎えを行った。⁵⁸

四月一八日付の『鳥取新報』は、視察調査に向かう様子を次のように報じている。

〔史料11〕

助アランコトヲ出願セルニ依リ当庁ヨリ之ヲ政府ニ稟議セシモ聞届ケラレス(中略)⁵⁹

知事であった山田信道の言い分によれば、優先順として陸路の改築を急いだのであり、商業港を否定しているものではない。さらに、民間より起こった築港論については、岡崎平内の要望を受けて政府に稟請したが聞き届けられなかったとしている。しかし、この時の鳥取県の要請によつて、再び蘭人工師がやってくる。エッシャーの親友デ・レイケである。

再び、上林好之氏の前述書を引用してみよう。

来日当初、デ・レイケは四等工師という地位の低い技術者として雇われたのだが、その彼がなぜ、高学歴で経験豊富な技術者でなければできないはずの淀川改修や大阪築港のような大計画をたてることができたのか。(中略)その手がかりとして、デ・レイケとともに明治六(一八七三)年来日し、大阪でいっしょに働いていたオランダ人技術者、ジョージ・アーノルド・エッシャーに注目した。彼らは相談しながら仕事をしていたのではなからうか。また、エッシャーはデ・レイケよりずっと早くオランダへ帰国したが、彼らのあ

●テレーケ氏 一昨々日午後着鳥ありし同氏ハ一昨日午後一時頃通弁官宮原内務省属及び山田本県知事、奥寺秘書員、津田土木課長、小竹技手、同氏接待員村上本県属、森田邑美外二郡長、岡崎平内、県会議長田中政春、常置委員石原常節山瀬幸人の諸氏并に護衛の警官を始め外数名の人々と共に出發二時三十分頃岩井郡大谷村に着し同村なる龍岩寺にて暫時休憩し夫れより大谷村の灘に出で渡船にて網代村に至り同村の港湾を一応検分(中略)テレーケ氏ハ四五日間大谷村に滞在して網代港に出張し委しく測量検定するの見込にて昨日は羽尾浦を検分の事になりしと云ふ又た一昨日ハ網代港の旧波止に到り石質及び汐の流勢等を親しく検分ありしと(後略)

デ・レイケは、来鳥の翌日にあたる明治二二一年四月一六日から、網代港の検分を手始めに、県内各地の港湾等を精力的に視察していった。とりわけ網代港は、鳥取県が改修を要請した港でもあり、山田県令を始め森田郡長、田中県会議長など要職者が随行している。岡崎平内は、当時公職を辞していたが、港湾整備の中心的役割を果たしていることから同行を許されたものと思われる。⁶⁰

続けて「表2」に沿いながら、視察状況を追いかけてみ

よう。デ・レイケの当初の計画では、網代港を「委しく測量検定」^①するため、四、五日間同地へ逗留する予定だったようである。しかし、「俄然模様変へ」^②となり、翌一七日の

【表2】デ・レイケの視察順路

月日(曜日)	内 容	宿泊地(宿所)
4月15日(日)	智頭郡駒埴→鳥取(午後1時)	鳥取(内山親瑞)
4月16日(月)	鳥取→大谷村(龍岩寺) →網代港の検分<石質、汐の流勢等>→大谷村	大谷村(中島忠藏)
4月17日(火)	羽尾浦の検分→大谷村→粟谷村→鳥取(午後7時)	鳥取(不明)
4月18日(水)	鳥取→八橋村(午後7時)	八橋村(中井静雄)
4月19日(木)	八橋村(午前7時)→赤碕(松ヶ谷港)の検分 →米子<内田吾吉郎邸にて昼食>→境港	境港(不明)
4月20日(金)	境港の検分(詳細は不明)	境港(不明)
4月21日(土)	境港→弓原村	弓原村(不明)
4月22日(日)	弓原村→伏野村→(乗船)→賀露港の検分	賀露村(三好邸)
4月23日(月)	賀露村→鳥取県庁(知事、深野書記官と面談)→若桜宿	若桜宿(熊田甚八郎)
4月24日(火)	若桜宿(午前7時30分) →播州…馬関、門司…東京(5月7日)	

典拠：『鳥取新報』(明治21年 4/16、4/18、4/20、4/22、4/24、4/28、5/12付)

木課長が同行したのは、境港が鳥根県の運輸交通にとっても重要な港湾だったからである。同港の改修一件は、大きなテーマであるが、本稿では触れない。第三は、四月二二日の賀露港の検分が、当初から予定されていたものであったか否かである。『鳥取新報』を見ていけば、デ・レイケの本来の目的が、網代港と境港の検分であったことは明白である。とすれば、賀露港の検分は、鳥取に帰る間際の僅かな時間で行われた、いわば「思いつき」とも感じられる。この可能性については、①随行していた鳥取県の役人から賀露港のことを指摘され急遽検分を行った。②デ・レイケに来鳥以前から賀露港に対する知識があった。③当初からの予定地であった、というようなことが考えられる。しかし、伏野村から舟を利用して、沖から賀露港を見つけたことを考えると、やはり予定の行動だったと考えるのが妥当かもしれない。言わんとすることは、デ・レイケがエッシャーから賀露港のことを、予め聞いていたのではないか、ということである。

七 賀露港修築の開始

デ・レイケが来鳥前から賀露港のことを知っていたのかどうかは別として、結果的に彼が主張した修築すべき港湾

夕刻には鳥取に引き返して一泊し、翌朝、西部方面へ向かっている。八橋村では、県会副議長の中井静雄邸に投宿し、伯耆地方の「地勢山脈川河等」^①に関して質問を加え、かつ当地が養蚕の適地であることを詳しく説明している。一九日には、赤碕宿松ヶ谷港を視察。僅かに築工を施せば網代港程度の港になると解説を加えている。米子では、内田吾吉郎邸にて鳥根県土木課長と鳥取県技手と合流し、一緒に昼食をとった。『鳥取新報』は、二〇日の動静については報じていないが、終日境港の検分を行ったものと思われる。四月二二日には、帰路に着くため東部へ向けて出立。翌二二日には、千代川の左岸に位置する伏野村より舟に乗り込み、賀露港を検分した。二三日には、県庁を訪問し、山田知事と深野書記官と数時間の面談を行い、その後、若桜宿を経由して播州に抜けた。都合九泊一〇日の行程であった。この間に検分を行った場所は、五箇所に及んだ。

この検分に関して確認をすべき点を見ておきたい。第一は、網代港での検分が短時間で終わったことである。結論的には、網代港が巨費を費やすには「無用」の港だとデ・レイケが判断したからであろう。第二は、境港の改修についてである。古くから「北海第一の良港」と目されてきた境港は、鳥根県が修築を計画していた一時期(鳥取県併合時代)もあった。デ・レイケの検分に際して、鳥根県の土

は、賀露港であった。次の史料は、「港湾検分の結果」と題する『鳥取新報』(明治二十二年四月三〇日付)の記事である。

〔史料12〕

(前略) 同氏の意見に拠れば予て築港計画に係る岩井郡の網代港ハ是れに充分なる波止場を築造するときは港内狭隘と成りて到底其の効用を為さざるに至り詰る所費用多くして得る所之れを償ふ能はざるべきにより同港に充分の波止場を築造するは諦する処無用の工事をるべし(中略) 今回同氏の検分を受けたるよりして却つて最も喜ぶべき事を発見するを得たるそ幸ひなれソは即ち地方の爲めに最も便益なるを以て地方人の之れを修築せんことを熱望する所なりと雖とも事甚だ至難なりと云ふ一点よりして爾来敢て之れを修築せんことを唱論するものなきに至りし夫の高草郡賀露港は實際之れを修築して可なり港湾と為すこと決して難きにあらずと云へる一事之れなり即ちデレーケ氏の言に拠れば今の同港湾の西方に鳥ヶ嶋まで波止場を築造するときは八港内も相当の広さとなり且つ深さも二間余となく(中略) 其の費用の如き網代築港よりも却つて少なく僅かに式拾万円内外(中略)にて充分の成工を遂げ得べ

し又た砂の流れ込むべき恐れありとは諸人の等しく唱道するところなりしと雖ども同氏の考按に拠れば其の憂ひも格別大ならざるべく且つ幸にして同港近傍の海浜にハ能く松樹の生育すべき見込みあるを以て之れに松樹を栽培して充分に成育繁茂せしむるときハ砂の流れ込みて港内を埋むるが如き恐れハ絶へて之れなきに至るへし(後略)

デ・レイケの指摘は四点に集約される。網代港は港としては狭隘で工事をなすには至らないこと。賀露港を修築すれば相当の港湾となること。その場合の工事費は二〇万円程度で済むこと。流砂の被害を防ぐために松樹を栽培すること、である。特に賀露港の修築に関しては、河口左岸より沖合に位置する鳥ヶ島まで波止を築造するという、具体的な方策を示していることが興味深い。また、明治二二年六月二十九日の『鳥取新報』では、「工師エッセル氏が出張して測量ありし時にも賀露港ハ相当の港湾に修造し得べしとありて両工師の意見恰合せるを以て此の上ハ疑ふべくもあらず」と、エッシャーとデ・レイケの考えが合致したことに対する確信を得た報道を行っている。「経費」と「技術」の面から「敢て」主張することもなくなっていた賀露港の改修事業は、デ・レイケの来鳥が契機となって始まっ

明治二二年七月三〇日付の『鳥取新報』の記事である。元鳥取県知事で、デ・レイケを招請した山田信道にとつてみれば、服部長七の見積もった金額が不可解だったのも当然である。

しかし、服部長七の「たたき」工法は採用され、総工費三万七千円で工事は開始されることになった。費用については、ここでも国庫補助Ⅱ「官費」による工事は認可されず、結局、土族授産費の流用と、因幡八郡町村連合会からの拠出による「民費」によって工事が行われることになったのである。

下の略図は、『鳥取新報』(明治二二年六月八日付)が報じた工事見込み案である。同紙によれば、「現今の港口以内面積凡そ十二丁四面は今度埋立となし新賀露川の出口を港口に改むる都合なれば現今の港口より遙か西方に当る事となれり又新波止は都合三ヶ所にして合計七百五拾間内三百五拾間と七百七拾間の二波止は東浜の方より突出し二百三拾間ハ加露村の方より鳥ヶ島の隣小島までに築く一の波止なり」とある。しかし、六月二〇日付の同紙は、「賀露の海辺より鳥ヶ島まで突堤を築造する」工事のみとなることを、あらためて報じた。結局は、デ・レイケが指摘しただけの工事が行われたのである。

『鳥取新報』は、明治二二(一八八九)年一月一二日に

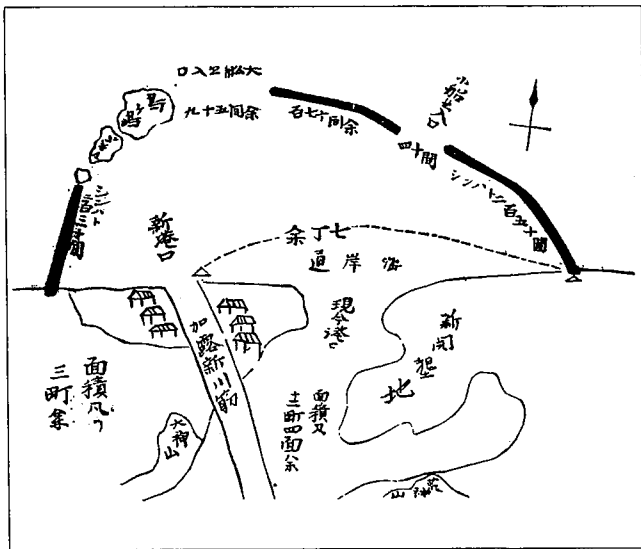
たのである。

改修事業は、明治二二(一八八九)年五月より開始された。工事の担当者となったのは、人造石膏法による大規模な土木工事を行ったことで知られる服部長七である。当時、服部は広島県宇品の築港工事に従事していたようであるが、鳥取県からの依頼に応じ、賀露港を検分した。この際、彼の生み出した「たたき」と呼ばれる工法を利用すれば、僅か三、四万円の費用で済むことを指摘した。

〔史料13〕

(前略) 武井本県知事及び深野第二部長が向きに上京の際は恰ど山田福鳥島知事も出京の際なりしが深野氏は固より少からざる恩顧を蒙り居り武井氏に於ても旧来厚き交際あるを以て数々山田氏の旅宿を訪ひ築港一件は更なり鳥取に於て市制論の囂々たる有様など種々語りけるに山田氏に於てハ何故にか賛成の様子なく築港は拙者が貴県に在任中二十万円を要せざれば出来せざるの見込にてありたれば拙も三万円位の金額にて出来る筈なし拙者内務省へ出頭の序で此事を陳弁するの考にもあれば貴方等の計画は認可を得べしとは思はれず(後略)

〔図3〕賀露築港の仮略図



南方(右下)に採石を行った荒神山が描かれている。

起工式を挙げる予定と報じているので、工事は、厳冬期に向かう中で開始されたこととなる。工事では、突堤を築造するための石は荒神山(図3)より切り出し、土砂と混ぜる石灰は新興寺(現、八頭町新興寺)より運んだ。翌二三年三月一〇日付の同紙では、「突堤は既に二三間も海中に築き出だしあれとも其手際は余り感服致し難く」と報じ

ており、当初三ヶ月程度を見込んでいた工期が大幅にずれ込んでいることが分かる。『山陰毎日新聞』（明治三十三年一月二十六日付）の「加露築港の議に付ての意見」と題する記事を見てみよう。

〔史料14〕

先般来服部長七氏が請負にて工事中なりし同港の事に付ては種々なる風説あるが中にも十月一日落成式に先立て怒涛の爲め破壊を生じ為に落成式もツル／＼延期となり何時が成功期日とも定め兼ねる事なるが（中略）今回突出したる波戸（旧小泉波戸の跡）の築方ハ不完全にして到底千代川の水勢を殺めて新川口に注入せしむる能はざる（後略）

新波止は、哀れにも海浪のために落成式を待たずに破壊された。記事では、新波止をすでに「旧小泉波戸の跡」とみなし、工法の不手際を批判した。服部が全国に誇った工法も、山陰の荒海を御すことは容易ではなかった。

工事はその後も続けられた。明治二四（一八九一）年二月一日付の『山陰毎日新聞』では、「何日果つ可くとも思はれざる服部長七氏の築港工事は此寒天にも関らず：着手し居る：服部氏が粉骨苦慮したる新港口も漸次埋没して略ぼ

形なき有様に至りたる」と報じている。残念なことに、この波止の完成を告げる史料は見出せずにいる。

むすびにかえて

本稿は、鳥取県の水災史、なかでも県内一の規模を誇る千代川水系を軸に論じた。再度、本稿で確認すべき点を、簡潔にまとめておこう。第一は、エッシャーとデ・レイケの役割である。結果的には賀露港の改修工事は、服部長七によって担われたわけであるが、少なくとも二人の来鳥がなければ、工事の着工はなかったであろう。二人の関係について、『千代川史』は、「すでにオランダに帰っていたエスエルと後からやってきたデレーケの意見には、技術的感覚の違いのせいもあつたであろうが、かなりの隔たりが見受けられる」としている。しかし、上林好之氏の研究成果から推察すれば、賀露港の改修について、二人の間に何らかの「やりとり」があつたと考えるのが自然であり、筆者には「技術的感覚の違い」があるように見受けられない。これは、今後の研究課題としたい。

第二は、明治の初期には千代川の水制という観点から検討されていたはずの賀露港の改修が、明治一〇年代になる

と商業ベースでの論議にシフトしてしまつたことである。その運動主体となつたのが、岡崎平内、田中政春らを中心とするグループであつた。しかし、彼らはその結果を急ぎ過ぎたのかもしれない。「鳥取市ノ有志ニ依テ築港ヲ企テラレ又或ハ県費ノ施設ニ係ルモノ等費用ト歳月ヲ費シタルモ少カラスト雖モ此等ノ施設ハ曾テ一モ其効ヲ収メタルモノナシ」とは明治四三（一九一〇）年の知事引継書の記載である。結局、度重なる水災に大きな犠牲を払いながらも、水制という観点での千代川改修の事業は、大正時代の半ばまでずれ込んでいくのである。

第三は、服部長七が関わつた千代川左岸の突堤工事のことである。『千代川史』は、「不思議な間詰工で固められ、完全な不透過構造になっている。その後一世紀近い現在まで日本海の荒波によく耐えてきたものだと感じる」と高い評価を与えている。ただ、「苦塩と粘土をミックスして混合材に用いたのであろうか」と、服部の工法についての充分な理解はなされてはいない。また、同書も「この突堤工事が何年に完成したかは詳らかでない」としているが、その記録を探すのも、今後の課題である。

本稿の執筆にあたっては、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（淀川資料館）、淀川資料館松永正光氏、上林好之氏、鳥取市史編さん室には、資料の提供を始め多くの御教示をたまわつた。記して厚くお礼申し上げます。

【注】

- (1) 『五水記』は、寛政八(一七九六)年に鳥取藩医・中本友直子益が著したものであり、文禄二(一五九三)年から寛政七年までの約二百年の間に起きた五つの大水災を記録している。一方の『因溢物語』は、寛政七年の大水災「乙卯水」(うどしのみず)について記したもので、寛政八年に鳥取藩士・鈴木惟忠の手によるものである。『鳥取藩史』第六卷事変志は、寛永一二(一六三五)年から慶応二(一八六六)年までの洪水を掲載している。本稿が対象とする明治年間前半については、主に、『鳥取県史料』、国立公文書館所蔵文書、鳥取県庁文書、各種新聞等を利用した。
- (2) 長妻廣至著 二〇〇一年。「近代日本における成立過程」と副題のつけられた同書では、明治一八と一九年水災、二六年水災における災害国庫補助事業の詳細な分析が行われている。
- (3) 昭和五三年三月刊行。九百頁に及び、本文は、一〇章からなっている。本稿では、洪水(第五章)、千代川の洪水防衛と利水の歴史(第六章)、千代川河口と洪水防衛(第七章)を主として参考にした。
- (4) エッシャーの表記については、上林好之著『日本の川を甦らせた技師デ・レイケ』(一九九九年)にならった。
- (5) ほかに、ゲ・ア・エスエル、エッセルなどが確認できる。
- (6) デ・レイケの表記についても、注(4)の著書にならった。
- (7) 『蘭人工師エッセル 日本回想録』三國町郷土資料館刊 一三六頁
- (8) 明治九年『鳥取県事務引渡書』1262-7/7(鳥根県庁蔵)

- 権助羽田均 右鳥取県出張御用済之上湯県亡父墓参願(後略)とあるが、在島中の復命等は確認できない。
- (19) 注(10)
- (20) 注(10)
- (21) 九四頁、九五頁
- (22) 一三四頁
- (23) 注(7) 一三六頁
- (24) 注(7) 一五頁
- (25) 『淀川オランダ技師文書(欧文関連編)』建設省近畿地方建設局淀川工事事務所発行 二五八頁
- (26) 注(10)
- (27) 「城山は、江戸の商人の通訳としてサンフランシスコに滞在中」兒玉正昭「日本人移民史の諸相(4)」『鈴峯女子短期大学広報すずらん』44号。また、『愛媛県史』人物(三二五頁)には、自由民権運動に関わった言論人として紹介されている。詳細は不明であるが、帰国後に土木寮に奉職し、その後野に下ったものと推察される。
- (28) 注(10)
- 賀露港波戸場新築ノ義ハ当今国費多端ノ際官費給与ノ義難聞届候条悉皆民費ヲ以築造ノ方法見込モ有之候ハ、尚可申出
- (29) 注(10)
- 目下国費御多端ノ央強テ之ヲ主張スルモ恐縮ノ次第二候得共時機御洞察御着手相成候様此段重テ上申候也(九年五月一日付一割注)
- さらに、これに対する政府の回答は、次のようであった。

- (9) 明治六年水災については、『太政類典外編』非常自明治四年至同一〇年(2A-9-872)に「十月五日 鳥取県下洪水」と題する鳥取県よりの届けがある。
- 当鳥取県下去月下旬ヨリ兎角降雨多ク晴日稀ノ折柄本月二日午前六時頃ヨリ風雨烈敷同三日朝二至り川々満水(中略)県庁切近之地ヲ除之外郭内共追々増長市中所々船筏ニテ往來(後略)
- (10) 『鳥取県史料』五(内閣文庫 五九〇三一―三三) 個人蔵
- (11) 七四〇頁
- (12) 七三九頁、七四九頁
- (13) 注(10)
- (14) 注(10)
- (15) 注(10) 『鳥取県史料』。なお、『千代川史』四〇〇頁、四〇二頁では、千代川の改修に取り組んだ関義臣を大きく評価している。しかし、「明治九年一月のオランダ工師ケ・ア・エスエルの招聘も彼の意図に沿ったものであろう。」(四〇一頁)に見られるように、関義臣の在島期間(明治六年五月)を誤っているため、エッシャー来鳥までの事実認識に明らかな齟齬が生じている。
- (16) 拙著「関義臣と米子―県庁の移転構想」『新修米子市史だより』第19号
- (17) 「第一号履歴撮要附冤罪紀事」、「関龍二より大坂府知事後藤象二郎宛 書状」、「関龍二より陸奥陽之助宛 書状」に詳細がある。右の史料は、関義臣の子孫・小原正信氏から鳥取県立公文書館に寄贈された一九一点の史料に含まれている。
- (18) 『公文録』官員伺 明治六年六月(2A-009-00)には、「土木

- 書面再応ノ申立ニハ候得共先般及指令候通官費給与ノ義ハ難聞届候条悉皆民費施行ノ方法モ有之候得ハ尚調可申立候事(九年五月八日付一割注)
- (30) 『公文録』内務省之部 五 明治一三年九月(2A-26-2884)
- (31) 一昨日は右の如く終日南風強かりしが午後六時頃より雨気を催ふし夜に入りて益烈しくして宛然うつす如く風も西北に変じて頗ぶる強くなり終夜風雨の絶へざりければ昨日は袋千二水暴漲して千代川殊に甚しく十二分の水量となり遂に八上郡待居村の堤防崩潰れ其水袋川に溢れ(後略)(明治一三年九月七日付)
- (32) 明治一三年二月一日付『山陰毎日新聞』には、「八千代橋(元安長橋) 工事ハ四五日の内落成するに因り盛大なる開橋式を挙行せんと目下計画中なり」という記事がある。
- (33) 「主トシテ道路ノ改修ヲ努メ其年ヲ閱スルコト前後七年財ヲ費スコト三十五万余円ニシテ国県十五線路百三十里ヲ改修シ」『引継目録演説書』2-174-1 鳥取県立公文書館蔵。なお、改修事業の詳細については、長妻廣至前掲著「第六章 鳥取県の道路行財政―明治期」二五四―二八五頁が参考となる。
- (34) 『大隈文書』(早稲田大学蔵)
- (35) 「郷里を愛護する」という目的から結成された結社で、中心となったのは岡崎と田中である。田中は、鳥取の富商で同会の資金を担った。『鳥取県再置秘史』に詳しい。
- (36) 『近代 第二卷 政治篇』一七九頁、一八七頁。二年連続した水災は、山田県令と県会を鋭く対立させることとなった。その理由は、「水害復旧土木工事に要する多額の費用負担」(一八一頁)の問題と、道路改修工事の粗悪さがもたらす水害被害の拡

大化の問題にあった。

- (37) 『引継目録演説書』(2-1-747-6) 鳥取県立公文書館蔵
- (38) 四〇五頁
- (39) ●出迎 属村上謙、警部補吉村直記、技手小竹央芳の三氏には内務省御雇蘭人テレーケ氏来県に付き出迎として智那郡駒嶋へ出張を命ぜられたり(明治二年四月一日付)『鳥取新報』
- (40) 『鳥取新報』(明治二年四月一日付)
- (41) 注(40)
- (42) 『鳥取新報』第八〇二号付録(明治21年4月18日付)
- (43) 『鳥取新報』(明治二年四月二日付)
- (44) 『鳥取新報』(明治二年四月二四日付)
- (45) 『鳥取新報』(明治二年四月二八日付)
- (46) 『鳥取新報』(明治二年六月二九日付)
- (47) 『鳥取新報』(明治二年四月三〇日付)
- (48) 服部長七の人造石(たたき)工法は、消石灰と真砂土などの種土を混ぜて水で練った練土と割石を主材料とするもので、コンクリート工法発展の過渡期に利用された。(天野武弘・早川恭子「愛知県による人造石工事とその産業遺産」『愛知県史研究』第8号 平成一六年三月)
- (49) 士族授産費は、鳥取県再置にあたって、製糸(木綿)業の創業資金として五万円が政府より貸下げとなっていた。この備蓄金から二万七千円が流用された。一方の因幡八郡町村連合会からは、一万円を計上し、各郡割当を定めた上での「戸別割」で徴収することにした。いずれも岡崎平内らの発案であるが、双方とも批判が大きく、戸別割では、「各役場より厳しく徴集し中には喚起状送致して督促する可もあれども各社とも徴収困難

- なり」(明治二年九月二八日付)『鳥取新聞』などと報じられている。
- (50) 明治二年一月二日付
- (51) 新興寺村は、「良質の白石が採れ石灰が焼かれていた」(鳥取県の地名)一九九二年 平凡社) 二九二頁
- (52) 四〇四頁
- (53) 『引継演説書』(2-1-762) 鳥取県立公文書館蔵
- (54) 四〇七頁
- (55) 四〇七頁
- (56) 四〇八頁

明治期の水災及び千代川改修関係略年表

年 月 日	県 令 (知事)	内 容	被害状況ほか	県 内
明治 4(1871).5.18	池田 慶徳	水 害	各所流家山崩れあり。「近クハ嘉永三年度戌九月明治四年辛未五月ヲ以其害ノ最大ナルモノトス」(『鳥取県史料』)	7月 廃藩置県で鳥取県設置
明治 5(1872)~明治 6	関 義臣		参事関義臣が「築堤等ノ事ヲ献言ス」(『鳥取県史料』)	明治5年11月 関義臣、鳥取・鳥根両県の合併案を上申
明治 6(1873)	〃		「千代川測量トシテ土木寮官員出張」(『鳥取県史料』) 水位測標が3か所に設置される(『鳥取県事務引渡書』)	6月 会見郡で血税一揆起こる
明治 6(1873).10.2	三吉 周亮		鳥取市中増水(『太政卿典外編』)	
明治 8(1875).12.22	伊集院兼善		内務省に賀露河口の改良工事について稟請する(『鳥取県史料』)	12月 久米八幡両郡で地租改正不服従運動が起こる
明治 9(1876).1.14~2.11	〃		エッシャーが来鳥する(『蘭人工師エッセル日本回遊録』)	
明治 9(1876).4.27	〃		内務省から官費工事不許可の回答。再上陳するも不許可(『鳥取県史料』)	8月 府県改廃により、鳥取県は鳥根県に併合
明治11(1878).9.16	境 二郎	水 害	諸国大雨洪水(『鳥取県の気象』)	4月 県下最初の村会開設(会見郡渡村)
明治13(1880).6.28~7.1	〃	水 害	鳥根県下全域で水災(『公文録』)	3月 鳥取県再置論が起こる
明治13(1880).9.15~9.16	〃	水 害	「昨日は袋千二水暴漲して千代川殊に甚しく」(『鳥取新聞』9.17付)	
明治13(1880).10.3~10.4	〃	風水害	諸国大風雨(『鳥取県の気象』)	
明治17(1884).7.15~7.16	山田 信道	水 害	「大雨…当地殊に烈しき大雨にて川々の水量も余程増加し千代川に架けある橋は(新橋を除き)残らず落ち失せたり」(『山陰隔日新報』7.19付)	6月 元鳥取藩士が御路へ移住開始
明治17(1884)	〃	風水害	諸国大風雨(『鳥取県の気象』)	

明治17(1884).8.20	山田 信道		岡崎平内呂美法美岩井郡長が上京して岩井郡田後築港を上申(備鳥8/20)これを受けて工部省の官吏が来鳥の予定(山陰隔日新報] 8.24付)	
明治17(1884).8.25	〃	暴風雨	〔呂美法美岩井郡では)本月廿五日暴風雨ノ為メ多少ノ損害ヲ被ルリケリ〕(鳥取県勸業月報] 第32号)	
明治17(1884).8月.9月	〃	暴風雨	〔汗入会見郡では)本年八九月而度暴風雨ノ為メ郡内第一ノ物産中草綿水稲ノ如キハ酷シキ損害ヲ来セシ〕(鳥取県勸業月報] 第34号)	
明治17(1884).9.17	〃	暴風雨	〔当地ノ非常ノ暴風雨にて…千代川の水暴漲し源太古海安長ノ橋は残らず流失せりと〕(山陰隔日新報] 9.19付)	
明治18(1885).6.29~6.30	〃	風水害	流失家屋53、潰家141、耕地流失30、堤防道路決潰す(鳥取県の気象])	
明治18(1885).7.1	〃	暴風雨	〔本年七月一日洪水ノ為メ非常ノ惨害ヲ与ヘラレタル田耕地ノ作物ハ殆ント皆無ニ属シタル処モ少カラズ〕(鳥取県勸業月報] 第43号)	
〃	〃	暴風雨	〔一日正午十二時頃より俄かに大雨となり…翌二日の朝に至り袋川の堤防忽ち潰裂〕(山陰隔日新報] 7.4、7.6、7.8、7.12、7.16付)	11月 県庁が鳥取東町の新庁舎に移転
明治19(1886).9.11、9.25	〃	暴風雨	〔呂美法美岩井郡では)九月十一日及同二十五日非常ノ暴雨ツツテ亦幾分ノ害ヲ被リタレトモ〕(鳥取県勸業月報] 第58号)	
明治19(1886).9.22~9.25	〃	水害	日野川沿岸甚しい被害。橋梁流失176、荒地300町、其の他610、家屋流失285、崩壊425、半壊867(鳥取県の気象])	9月 県西部を中心にコレラが発生
明治19(1886).10	〃	暴風雨	〔呂美法美岩井郡では)其収穫ノ如キハ夏季ノ早害及ヒ九月中ノ暴風二挺リテ専ラ減収ヲ来シタルト〕(鳥取県勸業月報] 第58号)	
明治19(1886).11.18~11.19	〃	暴風雨	〔十八日の暴風雨…にて千代川は非常に水高を増し円通寺村の橋梁を流失せり又…梅谷神社々内の大木を数本倒したなり〕(鳥取新報] 11.28付)	
明治20(1887).8.3~8.6	〃	暴風雨	〔千代川筋の堤防ハ余程危かりしを以て山田知事須永警部長津田土木課長等は古海橋まで出張〕(鳥取新報] 8.8付)	
明治20(1887).8.10	〃	水害	〔一昨十日は又も午前十時過ぎより降雨午後二時頃に至りて激雨…法美郡中郷村に架設したる中郷橋は流失したり〕(鳥取新報] 8.12付)	9月 鳥取、鳥根の両県議が鉄道敷設について方針決定
明治21(1888).3月	〃		岩井郡網代港の修築につき政府ニ稟請する(引継目録演説書])	
明治21(1888).4.15~4.24	〃		デ・レイケが来鳥する(鳥取新報] 4.8付~)	

明治21(1888).7.31	〃		〔一昨日午後一時頃千代川ハ俄然六七尺の水高を増し…為めに円通寺、瀧太の二橋は流失せり〕(鳥取新報] 8.2付)	
明治22(1889).9.11	武井 守正		〔去る十一日の水害ハ呂美郡特に鳥取を甚だしとし法美郡之に次ぎ〕(鳥取新報] 9.12、9.14付)	10月 市制町村制が施行される鳥取市が誕生
明治22(1889).11.12	〃		賀露港の修築工事の起工式が行われる(鳥取新聞] 11.12付)	
明治23(1890) 春	〃		賀露港修築(河左岸より鳥ヶ島に向い延長230間、堤頂およそ2.5間の西築堤を築く)、東防波堤工事(全長195メートルの粗石構堤)(千代川史])	7月 衆議院選挙で、岡崎平内ほか2名が当選
明治23(1890).10.4~10.6	〃	水害	死者7、家屋流失4、田流失362.2町、畑流失33.6町(鳥取県の気象])	8月 会見県設置要求運動が起る
明治25(1892).7.23	調所 広丈	暴風雨	〔此月二十三日ノ暴風雨ハ智頭八重ノ奥郡最モ猛烈ヲ極メ、〔亦出穂ノ際降雨多量ナルト〕(鳥取県勸業雜報] 第28号)	11月 県物産陳列場の設置
明治26(1893).10.10~10.16	〃	風水害	明治年間最大の水災が発生。溺死219、負傷408、生死不明109、建物流失2252、全壊2446、田浸水11243.6618町等(鳥取県の気象])	2月 26年水害復旧工事のため臨時県会が開催される
明治27(1894).9.9~9.11	野村 政明	風水害	潰田畑6600、宅地30(鳥取県の気象])	
明治29(1896).5.20	深野 一三	水害	全国大水害。賀露港の西築堤が被災し60メートルの復旧工事(千代川史])	10月 境港、外国貿易港に指定
明治30(1897).7.15	〃	水害	千代川は1丈3尺余、袋川は8合の増水(鳥取新報] 7.16、7.17付)	
明治31(1898).3.6	〃	水害	〔鳥取市の水防問題]…県庁より市会へ奉せられた水防に係る諸問に關する川外地域民の陳情運動が起る(鳥取新報] 3.6、3.8、3.12付)	4月 県会議事堂の落成
明治31(1898).9.6	〃	水害	千代川は1丈1尺5寸、袋川は1丈5尺3寸の増水。床上浸水18戸、床下浸水573戸(鳥取新報] 9.7、9.8、9.9、9.10付)	
明治31(1898).10.01	〃		賀露突堤修築を挙行。突堤の破壊を修築し小泉波止に改修を加える計画(鳥取新報] 10.1、10.14付)	
明治31(1898).12.10	〃		〔臨時鳥取県会に於て千代川口改良工事を議決し為めに賀露突堤も修築せらるゝこと、なりたる〕(鳥取新報] 12.10付)	
明治32(1899).7.8~7.9	久保田賢一	風水害	全国暴風雨、諸国出水(鳥取県の気象])	

明治32(1899).9.10	久保田貫一	水害	「教日來の降雨に千代川及袋川は非常の増水…亦袋川沿岸なる川外十五戸の床下にも浸水」(鳥取新報]9.10付)	
明治32(1899).12.03	〃		県会議員岩崎広富、細田井上神波、奥田遠藤の諸氏が賀露突堤の修築工事を視察する(鳥取新報]12.5、12.6、12.7、12.12、12.15付)	12月 県会、知事在任期間延長の 政府陳情を決議
明治33(1900).3.9	大久保利武		「千代川口賀露突堤修築工事は近日其の大部分を成工しつゝ、二三ヶ月を経ぬは完成すべき見込みの由なる」(鳥取新報]3.9付)	5月 山陰線鉄道西線、境を基点 として着工
明治43(1910).5.10~5.11	告森 良	水害	死者1、住家破壊12、流失3、床上浸水51、床下479、国道破壊25間(鳥取県の気象])	
明治43(1910).8.16~8.19	岡 喜七郎	水害	死者5、家屋全壊29、半壊4、床上浸水63、床下52、田地流失3反、宅地流失6反等。総被害見込額3000円(鳥取県の気象])	7月 韓国皇太子が来県
明治43(1910).9.6~9.9	〃	水害	県東部に被害集中。岩美郡県道浸水、1町、交通遮断、稲田浸水50町、野坂川、袋川氾濫(鳥取県の気象]) ※記録はそのまま。	
明治43(1910)	不詳		「賀露港ノ如キハ…曾テ一モ其功ヲ収メタルモノナシ」(引継演説書])	
明治45(1912).7.15	〃	水害	床下浸水10戸、田畑浸水13町、堤防決壊1等(鳥取県の気象])	6月 倉吉線上井・倉吉間開通

注1 「県内」部分は「鳥取県史」近代第一巻総説篇を典拠とする。

注2 「鳥取県事務引渡書」は、鳥根県庁文書。(鳥根県庁蔵)

注3 「引継目錄演説書」、「引継演説書」は鳥取県庁文書。(鳥取県立公文書館蔵)